

1. 研究の背景

我が国の聴覚障害教育においては、聴覚障害のある子供に対する指導や保護者に対する支援が早期から行われることにより、その後の高い教育効果が得られることなどから、聾学校での早期教育が重視されてきた。具体的には、3歳児からの幼稚部教育が昭和30年代に先進校で始まり急速に全国に普及し、昭和40年代からは、0～2歳の乳幼児に対する教育相談が始まり、全国に広がっていった(齋藤, 2018)。

その後、聴覚刺激に対する脳波の変化を調べる聴力検査が開発され、聴覚障害の早期診断に活用されるようになるとともに、こうした技術を応用した機器による新生児期の聴覚スクリーニング検査が可能になってきた。我が国においても、平成10年代に新生児聴覚スクリーニング検査が始まった。新生児聴覚スクリーニング検査の普及により、我が国においても0歳台で聴覚障害が発見されるようになってきたことから、聴覚障害発見後の教育相談のために、聴覚障害乳幼児や保護者が聾学校の乳幼児教育相談や国立特殊教育総合研究所の教育相談センター(当時)を訪れるケースが増加してきた。こうした状況を踏まえ、本研究所では、聴覚障害のある乳幼児とその保護者に対する支援機関としての乳幼児教育相談の充実に向け、聾学校の乳幼児教育相談担当者が行うべき発達の支援や保護者支援等の具体的内容について明らかにすることを目的とした研究に取り組んだ(独立行政法人国立特殊教育総合研究所, 2006)。このように聾学校においては、早期の聴覚障害教育のみならず、聴覚障害のある乳幼児とその保護者に対する支援を長らく行ってきた。

平成19年の特殊教育から特別支援教育への転換に伴い、聾学校は制度の上では特別支援学校となった。現在、主として幼稚部を設置する特別支援学校(聴覚障害)(以下、「聾学校」という)において、学校教育法第74条に規定されている特別支援学校のセンター的機能の一部の機能として、乳幼児教育相談が継続されている。

学校教育法 第74条

特別支援学校においては、第72条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、第81条第1項に規定する幼児、児童又は生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする。

近年、新生児聴覚スクリーニング検査による聴覚障害の早期発見が全国的に広く行われるようになってきたことから、幼稚部を設置する聾学校の乳幼児教育相談では、医療、福祉、保健等と連携しながら、0歳からの早期教育や保護者対応に当たっている学校が多く、その件数も増えている状況にあることが知られている(文部科学省, 2020)。

平成28年度を対象年度とし、平成29年度に本研究所が全国の聾学校94校を対象として

実施した調査結果(回収率 96.8%)では、全国の聾学校においては、特別支援学校のセンター的機能の発揮に関わる特別支援教育コーディネーターが複数指名されていた。また、指名人数について回答のあった聾学校(複数配置と回答した 69 校の内 68 校から回答)においては、特別支援教育コーディネーターが、1 校当たり平均で 4.1 名指名されていた。また、聾学校が平成 28 年度に実施した相談(電話・来校・訪問)の延べ件数は 44,376 件(1 校平均 487.6 件)であったが、とりわけ乳幼児期(0～2 歳)の相談件数(26,030 件)が多い結果だった(図 1)。

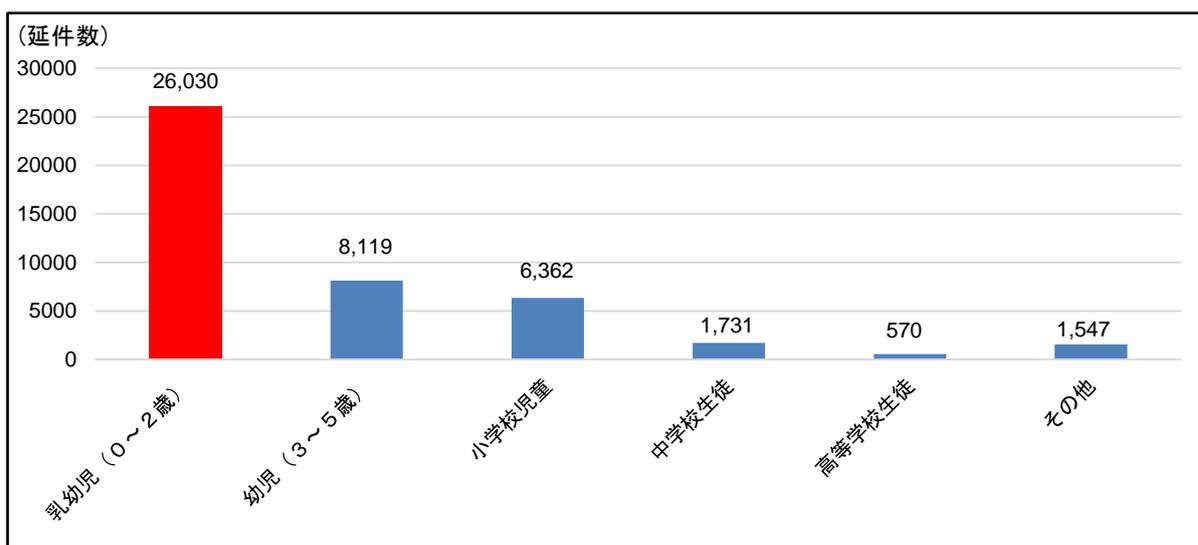


図 1 聾学校が平成 28 年度に実施した相談の延べ件数(件)

平成 27 年度を調査対象期間とし全国の特別支援学校 1,005 校(国立 45 校、公立 947 校、私立 13 校)に対して実施した文部科学省の調査結果によると、特別支援学校(国立・公立・私立)における子供及び保護者からの相談延べ件数のうち乳児(0～2 歳)に対する相談は 34,882 件(国立 67 件、公立 34,759 件、私立 56 件)であった(文部科学省, 2017)。調査方法や対象年度が異なるため単純比較はできないが、本研究所聴覚障害教育研究班が平成 29 年度に実施した予備的研究の調査結果と文部科学省の調査結果から、センター的機能として特別支援学校が乳幼児と保護者に対して行っている相談の多くは、聾学校が実施している現状が推察できる。

一方で、聾学校の乳幼児教育相談においては、相談件数の急増により、「現場が相談担当者と必要経費確保に難渋しつつも 2 名の担当者で 64 名の相談を担当する」といった学校現場の課題が、関連団体などから指摘されている(公益財団法人聴覚障害者教育福祉協会, 2018)。

また、令和 3 年 1 月に示された「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」による報告では、「特別支援学校では障害の重複の有無により学級編制がなされており、

小学校等と比較すると手厚い教師の配置となっているが、学校教育法第74条に基づくセンター的機能を効果的に発揮するためには、教職員の数が不十分な場合もある。」と、特別支援学校がセンター的機能を十分発揮するに当たっての教職員配置に関わる課題が指摘されている。

センター的機能については、「盲学校、聾学校及び養護学校小学部・中学部学習指導要領（平成11年3月告示、15年12月一部改正）」第1章総則第2節第7に「地域の実態や家庭の要請等により、障害のある児童若しくは生徒又はその保護者に対して教育相談を行うなど、各学校の教師の専門性や施設・設備を生かした地域における特殊教育に関する相談のセンターとしての役割を果たすよう努めること。」と規定されている。本規定に基づき、特別支援学校（当時は、盲学校、聾学校、養護学校）においては、乳幼児教育相談や地域の小・中学校等に在籍する児童生徒等に対する支援を行う役割を担ってきた。

その後、特殊教育から特別支援教育への転換に向けて中央教育審議会から示された答申「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」では、「今後、特別支援学校（仮称）の機能として、小・中学校等に対する支援などを行う地域の特別支援教育のセンター的機能を、関係法令等において明確に位置付けることを検討する必要がある。」と、センター的機能の充実を図ることが示された。本答申においては、特別支援学校の有するセンター的機能の具体的内容が以下の6点で示されている。

- ① 小・中学校等の教員への支援機能
- ② 特別支援教育等に関する相談・情報提供機能
- ③ 障害のある幼児児童生徒への指導・支援機能
- ④ 福祉、医療、労働などの関係機関等との連絡・調整機能
- ⑤ 小・中学校等の教員に対する研修協力機能
- ⑥ 障害のある幼児児童生徒への施設設備等の提供機能

本答申においては、地域の実情に応じた乳幼児教育相談の充実の必要性についても示されている。以下に本答申から関連箇所を抜粋する。

「特別支援教育等に関する相談・情報提供機能については、地域の小・中学校等に在籍する幼児児童生徒や保護者への相談・情報提供のほか、幼稚園等における障害のある幼児への教育相談が考えられる。これまでも、盲学校及び聾学校の幼稚部では、乳幼児期の子供を対象とした早期からの教育相談を実施している場合があるが、障害者基本計画において乳幼児期からの一貫した相談支援体制の構築を図ることとされていることも踏まえ、今後、それぞれの地域の実情に応じて、こうした取組を広げていくことが期待される。」

また、本答申には、関係機関の連携や自治体内の関係行政機関との相互連携の必要性についても示されている。以下に本答申からの関連箇所を抜粋する。

「福祉、医療、労働などの関係機関等との適切な連携も重要であるが、このためには、関係行政機関等の相互連携の下で広域的な地域支援のための有機的なネットワークが形成されることが有効である。」

小・中学校等においては、特別支援学校への就学が可能な障害の状態として示されている学校教育法施行令第22条の3に該当する児童生徒や、特別支援学級や通級による指導を受けている児童生徒が在籍していることが国の資料等からも見ることができる。

聾学校においては、新しく示された特別支援学校幼稚部教育要領、小学部・中学部学習指導要領(平成29年4月告示)にもあるように、今後も、「地域の実態や家庭の要請等により、障害のある幼児児童生徒等またはその保護者に対して教育相談を行うなど、各学校の教師の専門性や施設・設備を生かした地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たすよう努める」必要があることから、乳幼児教育相談はもとより、学校教育法第74条に基づき地域の小・中学校等に対する支援の更なる充実を図っていく必要がある。

現在、我が国は、人口急減・超高齢化といった大きな課題に直面しており、これらの課題を乗り越え、各地域の特徴を生かした自立的で持続的な社会を創生するためには、全ての子供たちを守り、支える地域社会の在り方が問われている(中央教育審議会, 2015)。持続可能な社会の創り手として、全ての子供たちが健やかに成長していくためには、それぞれの地域において、障害等のある子供と保護者が安心して生活を送ることのできる地域社会を目指して、医療・保健・福祉・教育等の関係機関が連携し、それぞれの役割の下、障害等のある子供と保護者を支える仕組みを構築する必要がある。とりわけ、その後の発達に大きく影響を及ぼすことが明らかになっている聴覚障害のある乳幼児に対する支援体制は重要であり、聾学校がセンター的機能として果たす乳幼児教育相談の役割は大きいと言える。

しかし、聾学校の乳幼児教育相談が、その役割を発揮するために、関係機関と行う連携の具体的な内容については、関係団体から「医療・療育・福祉機関との連携」として一例が示されている(財団法人聴覚障害者教育福祉協会, 2019)ものの、地域の児童発達支援センター等と聾学校の乳幼児教育相談との連携の在り方など、前述した聾学校現場の現状を改善するための資料は見られない。これは、聾学校の乳幼児教育相談担当者が地域や学校、聴覚障害のある乳幼児といった個々の状況に応じて、必要と思われる連携内容を関係機関と共通理解しながら、個別具体的に進めているからであると考えられる。

こうしたことを踏まえると、約半世紀にもわたって取り組まれてきた聾学校の乳幼児教育相談について、改めて現状と課題を明らかにし、今後の在り方を検討すべき時期に差し掛かっており、乳幼児教育相談の運営上の課題解決や適切な取組の実施に資する全国的な研究が聾学校の現場からも期待されているところであると考えられる。

そこで、本研究のサブテーマでもある地域における乳幼児教育相談と関係機関との連携という「乳幼児を対象とした地域連携」を一つの切り口とし、聴覚障害教育におけるセンター的機能の充実に資する研究が必要であると考えた。

そして、これまで地域でその役割を果たしてきた聾学校の乳幼児教育相談が、現在、医療機関や保健福祉機関など、関係機関との連携の状況はどのような現状にあるのか、そして聴覚障害のある乳幼児とその保護者に対してどのような役割を地域で果たしているのか等について研究し、今後の聾学校の乳幼児教育相談の在り方を明らかにしたいと考え、本研究を開始することとした。

[引用・参考文献]

- 中央教育審議会(2015). 新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について(答申).
- 中央教育審議会(2005). 特別支援教育を推進するための制度の在り方について, 9-12.
- 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所(2018). 予備的研究「聴覚障害教育におけるセンター的機能の充実に関する調査研究」.
- 独立行政法人国立特殊教育総合研究所(2006). 課題別研究報告書「聴覚障害乳幼児に対する早期からの教育的支援」, 1.
- 公益財団法人聴覚障害者教育福祉協会聴覚障害乳幼児教育相談研究委員会(2019). 聴覚障害乳幼児の教育相談指導の現状と課題—特別支援学校(聴覚)乳幼児教育相談の専門性を高め安定的運営ができるようにするために—. 平成 30 年度聴覚障害乳幼児教育相談研究会成果報告書.
- 公益財団法人聴覚障害者教育福祉協会聴覚障害乳幼児教育相談研究委員会(2018). 聴覚障害乳幼児の教育相談指導の現状と課題—特別支援学校(聴覚)における教育相談の実態調査からその在り方を展望する—. 平成 29 年度聴覚障害乳幼児教育相談研究会成果報告書.
- 文部科学省(2021). 新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議(報告).
<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000214160>
- 文部科学省(2020). 聴覚障害教育の手引き 言語に関する指導の充実に目指して, 9.
- 文部科学省(2017). 平成 27 年度特別支援学校のセンター的機能の取組に関する状況調査について.
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/_icsFiles/afieldfile/2017/03/14/1383107.pdf
(最終閲覧日, 令和 3 年 1 月 18 日).
- 文部科学省(2019). 日本の特別支援教育の状況について. 新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議(第 1 回配付資料).
https://www.mext.go.jp/content/20200109-mxt_tokubetu01-00069_3_1.pdf
(最終閲覧日, 令和 3 年 1 月 18 日).
- 文部科学省(2018). 特別支援学校幼稚部教育要領、小学部・中学部学習指導要領(平成 29 年 4 月告示).
- 文部科学省(2003). 盲学校、聾学校及び養護学校小学部・中学部学習指導要領(平成 11 年 3 月告示、15 年 12 月一部改正).
- 齋藤佐和(2018). 日本の聴覚障害教育の変化—言語指導法を中心に—. 聴覚言語障害 47, 1-20.